

患者様の権利

全ての患者様はその人格を尊重され、医療を受ける権利を有しています。また、医療は、患者様が主体的に参加し、医療従事者と互いの信頼関係に基づき、協同して行われるものです。地域の患者様の健康を願い、病気の回復に貢献することを理念とする埼玉慈恵病院は、この考え方に基づき「患者様の権利」を制定しました。

1. インフォームド・コンセント(説明と同意)

患者様は、病気・検査・治療方針等について、理解しやすい言葉や方法で十分な説明と情報を受ける権利があります。

当職員は、患者様中心の立場で両者のコミュニケーションを大切にし、患者さんの理解を助け、納得(同意)が得られるよう努めてまいります。

1. 良質かつ効率的な医療の提供

患者様は、社会的地位、疾病の種類、国籍、宗教等に差別されることなく、良質かつ効率的な医療を受ける権利を持っています。

当職員は、この権利を尊重し、患者様に対して常に公平であるとともに、医療の質の向上と適切で安全な医療の提供を目指します。

1. 診療情報の提供

患者様は、自己の健康状態(病状)を理解するために必要な診療情報の開示を求める権利を有します。

当職員は、患者様の診療情報の開示に際し、十分な内容説明を行います。また、この権利を有効なものにするため、診療記録の作成に当たっては、常に適切な記載を行うように努めていきます。しかし、情報の開示により患者様の健康に害を与えられる場合には、例外的に差し控えさせていただきます。

1. 自己決定のための助言・協力

患者様は、検査・治療方法などを自らの意思で選択する権利を有します。

当職員は、単に患者様が自己決定に必要な医療情報を提供するだけでなく、適切な医療の知識や経験を患者様の利益を考えながら支援していきます。

1. プライバシーの保護

患者様は、その承諾なくして、診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的な生活を医療従事者以外の第三者に対し、開示されない権利を有します。

当職員は、病院が患者様のプライバシーに充分配慮しなければならない施設であることを認識し、この権利を厳正に取り扱っていきます。

- ※ 患者様は、医師をはじめとする医療従事者と互いの信頼関係を築き、良質かつ効率的な医療を実現するため、健康に関する情報を提供する責務があります。
- ※ 患者様は、治療等に関する説明や情報提供に対して、納得のいく医療を受けていただくため、理解できるまで質問する責務があります。
- ※ 患者様は、全ての患者様が良質かつ効率的な医療を受けられるようにするため、他の患者さんや医療従事者に対し、医療提供に支障を与えないよう配慮する責務があります。

病院では多くの患者様に様々な医療を提供しています。そのため、患者様には多少の制約を受けることもありますが、充分ご理解いただき、ご協力下さるようお願い致します。